

角田市営住宅入居申込のしおり

○市営住宅の募集について

市営住宅の募集については、宮城県住宅供給公社ホームページでお知らせしておりますのでご覧下さい。

○入居申込資格について

下記の条件をすべて満たしている方について、申込資格があります。

1. 市町村民税などの地方税の滞納がないこと。
 2. 現に住宅に困窮していることが明らかであること。(原則、持家を有している方は申し込めません。)
 3. 現に同居し又は同居しようとする親族（婚姻予定者も含む）があること。
…2人以上の世帯であること。
 4. 入居所得基準に該当していること。
- ※世帯全体の年間所得額から公営住宅法上の控除（扶養親族控除等）を控除した金額を12で除した金額（月額所得）が、下記の基準金額以下となっていること。
- | | | |
|------|-----|--------------|
| 一般世帯 | 基準額 | 0～158,000円以下 |
| 裁量階層 | 基準額 | 0～214,000円以下 |
- ※詳しい計算方法については、7ページ以降をご確認ください。
5. 暴力団員でないこと（入居予定の親族も含みます。）
 6. 過去に市営住宅に入居していた方で、家賃等の未納がないこと。
 7. 過去5年以内に迷惑行為等によって、市営住宅を退去していないこと。

※裁量階層となる世帯

- 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障害のある方を含む世帯。
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級から2級までの障害のある方を含む世帯。
- 障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方を含む世帯。
- 60歳以上の方のみ（18歳未満の方を含んでもよい）で構成される世帯。
- 小学校就学前の子（未就学児）を含む世帯。 等

ただし、次に掲げる条件に該当する方は单身でも入居の申込資格があります。

- 60歳以上の方。
- 生活保護法第6条第1項に該当される方。
- 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障害のある方。
- 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までの障害のある方。
- 療育手帳A又はBに該当する障害のある方。 等

※次のような方は市営住宅への申し込みができません。

- (1) 世帯を不自然に分割、又は合併されている方（夫婦の別居・兄弟姉妹のみの申込み等）
- (2) 重複で申込みをされた場合
- (3) 申込受付期間外に申込みされた場合
- (4) 申込み（入居）資格要件が欠けている場合
- (5) 申込書に不正の記載、不明な点があった場合
- (6) 連帯保証人（原則宮城県在住で1名）が立てられない場合
- (7) 単身入居希望の方のうち、身体上又は精神上著しい障害のあるために常時の介護を必要とする場合
- (8) 計算した申込世帯の月額所得が入居所得基準を超える場合
- (9) 住宅内で犬や猫などのペットを飼いたいと思っている場合
※市営住宅はペットの飼育は禁止となっております。

○その他、市営住宅に関する注意事項

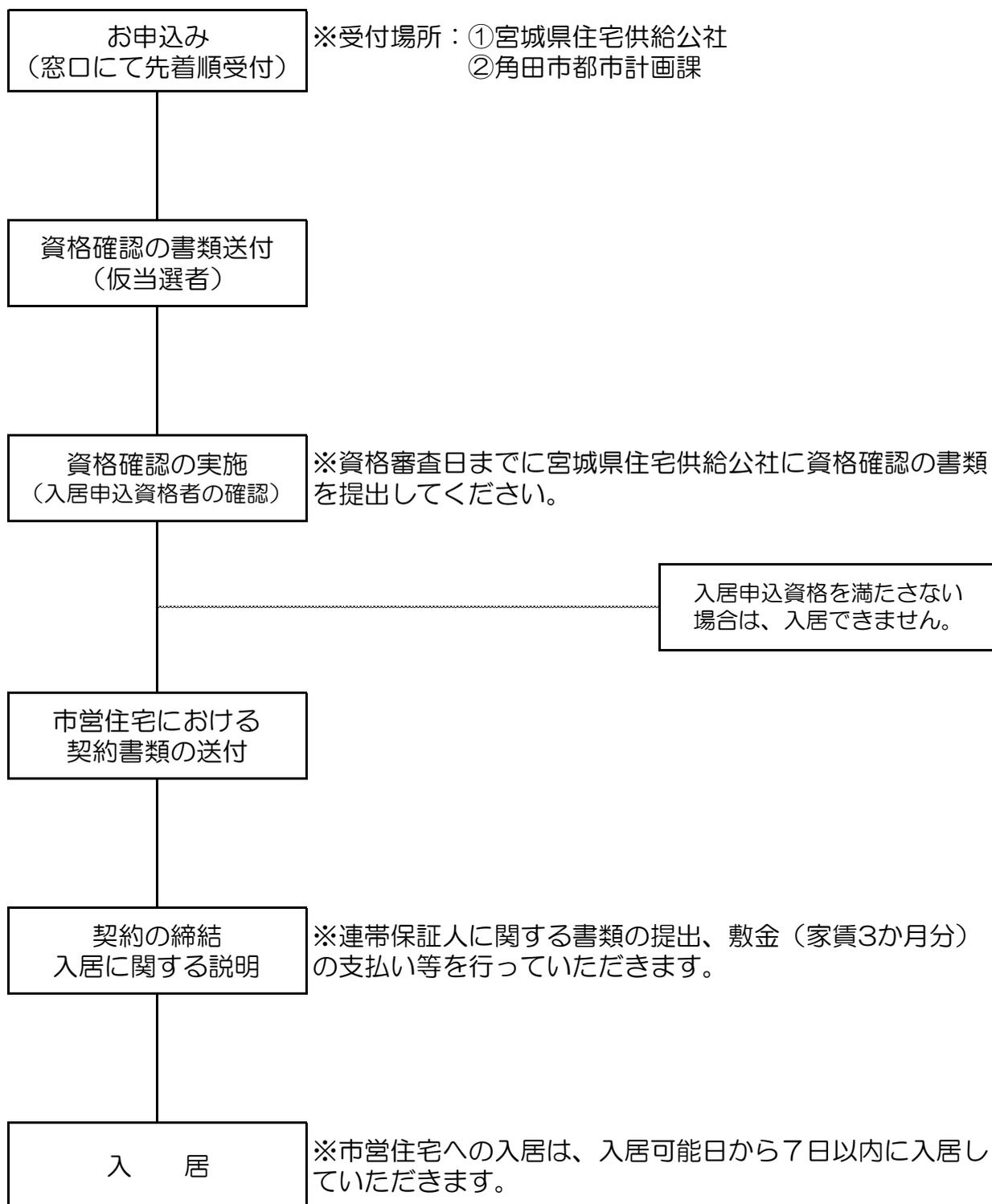
（申し込みについて）

- ・申込者は原則として世帯主とします。
- ・住民票等の公的証明書は3か月以内に発行されたものを有効とします。
- ・単身世帯での入居の場合は、身元引受者（緊急連絡先）が必要になります。
- ・市営住宅の入居が決定した場合の住宅敷金は、決定家賃の3か月分となります。

（市営住宅について）

- ・市営住宅の家賃は毎年度、収入申告により認定された所得金額に応じて決定されます。
- ・浴槽・風呂釜がない住宅については、入居者の設置となります。
- ・住宅の修繕は宮城県住宅供給公社・角田市が負担するものと入居者で負担していただくものがあります。
- ・市営住宅を退去する場合、畳の表替え、障子及び襖の張替え等は入居者が行っていただきます。
- ・（自家用自動車をお持ちの方）募集する市営住宅の駐車場は下記の通りとなります。
 - 関ノ内住宅：住戸の庭に駐車可能な住宅で、用途変更の申請がされている場合は入居者専用の駐車場として使用することが可能です。
 - 金谷住宅：共用の駐車場に空きがある場合は駐車可能です。また、住戸の庭に駐車可能な住宅であり、用途変更の申請がされている場合は、入居者専用の駐車場として使用することが可能です。
 - 梶賀住宅：共用の駐車場に空きがある場合は駐車可能です。また、住戸の庭に駐車可能な住宅であり、用途変更の申請がされている場合は、入居者専用の駐車場として使用することが可能です。
 - 水上住宅：1世帯に1台分駐車場があります。車庫証明は1台分可能です。
- ・（市営水上住宅を申し込む場合）家賃の他に、自治会費として月2,000円（令和7年4月1日現在）が必要になります。

角田市市営住宅（常時募集）の申込・入居の流れ



※申込受付期間・資格審査日・入居契約日・入居可能日の詳細につきましては、ホームページの「市営住宅常時募集について」に記載されておりますので、ご確認ください。

○申込方法について

宮城県住宅供給公社並びに角田市都市計画課に備えてある申込書と「暴力団員の確認に係る同意書」を添付してお申し込み下さい。

その後、「市営住宅常時募集について」に記載の資格審査日までに宮城県住宅供給公社に資格確認に関する書類を提出していただきます。

○資格確認について

入居にあたりまして資格確認を行います。（申込者及び同居者全員分の書類をご提出いただきます）

***申込者及び同居者で18歳以上の方は、該当する書類全てが必要です。**

*給与所得・事業所得・年金所得を重複して受け取っている方は、該当する書類を全て提出してください。

給与所得がある	証明書類の説明	P6 (1)	P6 (2)	P6 (3)	P6 (6)	P6 (7)	P6 (11)
	必要な書類 内容	住民票 (入居予定者全員分・ 記載省略がないもの)	令和7年度 所得証明書 (控除明細があるもの)	すべての市町村税に 未納がないことの証 明書(18歳以上の すべての方)	給与支払証明書	勤務先証明書	退職証明書
	令和5年12月以前から 引き続き勤務している方	○	○	○	×	○	×
	令和6年1月以降に現在 の会社に勤務している方	○	○	○	○	○	○
	申し込む月から就職された 方(見込み)	○	○	○	○	○	○

*所得証明書について

○控除明細のないもの場合は、健康保険被保険者証の写し、及びP6(5)令和6年分源泉徴収票も併せて提出してください。

事業所得がある	証明書類の説明	P6 (1)	P6 (2)	P6 (3)	P6 (4)	P6 (6)
	必要な書類 内容	住民票 (入居予定者全員分・ 記載省略がないもの)	令和7年度 所得証明書 (控除明細があるもの)	すべての市町村税に 未納がないことの証 明書(18歳以上の すべての方)	令和6年分 確定申告書の写し	収支明細書及び 帳簿の写し
	事業所得者の方 (令和5年12月以前から)	○	○	○	○	×
	事業所得者の方 (令和6年1月以降から)	○	○	○	○	○
	日雇いの方	○	○	○	○	○

*所得証明書について

控除明細のないもの場合は、P6(4)令和6年分確定申告書(控)の写しも併せて提出してください。

年金所得がある	証明書類の説明	P6 (1)	P6 (2)	P6 (3)	P6 (8)
	必要な書類 内容	住民票 (入居予定者全員分・ 記載省略がないもの)	令和7年度 所得証明書 (控除明細があるもの)	すべての市町村税に 未納がないことの証 明書(18歳以上の すべての方)	年金証書及び 支払通知書の写し
	国民(老齢)年金、厚生 (老齢)恩給、各種共済年 金を受けている方	○	○	○	○

* 本人または同居予定の方で、現在無職・無収入の場合に次の書類が必要です。

証明書類の説明	P6 (1)	P6 (3)	P6 (8)	P6 (9) (10)	P6 (11)	P6 (13)	P6 (14)
必要な書類 内容	住民票 (入居予定者 全員分・記載省 略がないもの)	すべての市町村 税に未納がない ことの証明書 (18歳以上のす べての方)	年金証書の 写し及び支払 通知書の写し	離職票または 雇用保険受給 資格証	退職証明書	生活保護 受給証明書	令和7年度 非課税証明書 (所得額の記載 があるもの)
遺族年金、障害年金、障害手 当金、母子年金等を受けてい る方	○	○	○	×	×	×	○
入居契約までに、退職するこ とが決まっている方	○	○	×	○(入居契約・ 説明会までに提 出のこと)	○(退職見込 証明書 P6(12))	×	○
令和6年1月1日以降退職し、 雇用保険を受けている方	○	○	×	○	×	×	○
令和6年1月1日以降退職し、 雇用保険を受けていない方	○	○	×	×	○	×	○
生活保護を受けている方	○	○	○(年金を受 けている方は 必要)	○(雇用保険 を受けている 方は必要)	○(最近会社 を退職した方 は必要)	○(生活保護 を受けている 方は必要)	○
仕送りを受けている方							
婚約中で無職の方							
申込者、同居者(18歳以 上)、婚約者が無職、無収入 の方	○	○	×	×	×	×	○

■ その他状況により必要とする書類

持ち家をお持ちの方	売買契約書(入居契約時までに提出していただきます。)
婚約し入居申込みをする場合	郵送される「婚姻予約確認書」(婚約者が同居の承認を受けた日から3ヶ月以内に入籍・同居しないときは、入居許可が取り消されます)
身体障害者・戦傷病者	身体障害者手帳、戦傷病者手帳の写し
知的障害者・精神障害者	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
原子爆弾被爆者	特別手当証書の写し、被爆者手帳の写し
海外からの引揚者	引揚証明書
外国籍の方または、外国留学生の方	外国人登録原票記載事項証明書及び大学の学長又は学部長が証明する在学証明書
配偶者等からの暴力被害者	婦人相談所の一時保護証明書、母子支援施設の入(退)所証明書または裁判所の保護命令書
単身世帯	自活状況申立書、身元引受承諾書
母子・父子世帯・単身世帯・(お 一人で入居する方)・兄弟など直 系親族以外の方を含む世帯	入居予定者全員分の戸籍謄本(死別、離婚、婚姻の有無が確認できる戸籍謄本) ※婚姻歴のある方は「離婚日」や「配偶者の死亡日」等日にち記載のもの。

※その他状況によって必要書類の提出を求めることもございます。

■必要証明書類の説明

- (1) 住民票
：入居する方全員分必要となります。
※住民票コード及び個人番号以外記載省略がないもの
- (2) 令和7年度所得証明書
：各市町村で発行しているもの「令和7年度所得証明書」
※控除明細があるもの
- (3) 市町村税に未納がないことの証明書
：現住所地の市役所税務課・納税課等から証明を受けてください。
- (4) 令和6年分確定申告書（控）写し
：今年確定申告された方はその申告書（控）の写し。
- (5) 令和6年分源泉徴収票
：勤務されている会社などが発行します。ただし、代表者印が捺印されているもの。
- (6) 給与支払証明書、収支明細書
：郵送される「給与支払証明書」に勤務先からの証明を受けてください。
- (7) 勤務先証明書
：郵送される「勤務先証明書」に勤務先からの証明を受けてください。
- (8) 年金証書・支払通知書の写し
：①日本年金機構で発行する令和6年分公的年金等の源泉徴収票（ハガキ）
又は厚生年金支払通知書（ハガキ）
②各種共済組合の送金案内書
③各種年金証書。
- (9) 離職票の写し
：退職した会社で発行するもの。
- (10) 雇用保険受給資格者証の写し
：公共職業安定所で発行する受給資格者証。
- (11) 退職証明書
：退職した会社から発行されたものを提出してください。
※退職年月日と会社の代表者印が必要です。
- (12) 退職見込証明書
：退職予定の会社から発行されたものを提出してください。
※退職予定年月日と会社の代表者印が必要です。
※入居契約前までに、
（9）離職票の写し
（10）雇用保険受給資格者証の写し
（11）退職証明書
のいずれかの書類を提出してください。
- (13) 生活保護受給証明書
：福祉事務所で発行する生活保護扶助の証明書
※受給対象者の氏名が全て明記されているものが必要です。
- (14) 令和7年度非課税証明書
：各市町村で発行している「令和7年度非課税証明書」（所得額の記載のあるもの）

※住民票、所得証明書及び戸籍謄本等の公的証明書は、3ヶ月以内に交付されたものを有効とします。

○所得額の計算方法

①給与収入の方の所得の求め方（給与所得者）

下記の表に総収入を当てはめ、年間所得を計算します。

年間総収入 (支払い金額)	年間所得金額の計算式	
0円～ 650,999円	0円	
651,000円～ 1,899,999円	年間総収入（支払い金額）－ 650,000円	
1,900,000円～ 3,599,999円	年間総収入(支払い金額)÷4(1,000円未満切捨て)＝ A	[A]×2.8－80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円		[A]×3.2－440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	年間総収入（支払い金額）× 0.9－ 1,100,000円	
8,500,000円～	年間総収入（支払い金額）－ 1,950,000円	

例：年間総収入額…2,500,000円の場合

$$2,500,000 \div 4 = 625,000 \text{円} \cdots [A]$$

$$2,500,000 \text{円の場合の年間所得金額の式} \cdots [A] \times 2.8 - 80,000 \text{円}$$

$$625,000 \text{円} [A] \times 2.8 - 80,000 \text{円} = \underline{1,670,000 \text{円}} \Rightarrow \text{年間所得金額}$$

②事業等の収入の所得の求め方（事業所得者）

$$\text{【事業等の年間総収入額】} - \text{【必要経費】} = \text{【年間所得金額】}$$

※確定申告書に記載の所得額となります。

③年金収入（国民年金・厚生年金等）の所得の求め方（年金所得者）

下記の表に総収入を当てはめ、年間所得を計算します。

	年間総収入 (その年中の公的年金等の収入金額)	年間所得金額の計算式
65歳以上の方	0円～ 1,100,000円	0円
	1,100,001円～ 3,299,999円	年間総収入（支払い金額）－1,100,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	年間総収入（支払い金額）×0.75－275,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	年間総収入（支払い金額）×0.85－685,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	年間総収入（支払い金額）×0.95－1,455,000円
65歳未満の方	0円～ 600,000円	0円
	600,001円～ 1,299,999円	年間総収入（支払い金額）－600,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	年間総収入（支払い金額）×0.75－275,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	年間総収入（支払い金額）×0.85－685,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	年間総収入（支払い金額）×0.95－1,455,000円

※

①障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	左記の年金収入については、非課税のため、収入算定の対象にはなりません。（収入として扱いません）
②遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③母子の名称がつく次の年金 母子年金・準母子年金	
④その他の次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

○各種控除の内容及び各種控除額について

(所得税法により認定されたものであることが必要です。)

	控除名	内容・対象者	控除額
1	扶養親族控除	申込者以外で同居する親族及び所得税法上に基づいた別居扶養親族	1人につき、 380,000円
2	老人扶養控除 老人配偶者控除	満70歳以上で、同一生計配偶者又は所得税法上老人扶養親族の方	1人につき、 100,000円
3	特定扶養親族控除	満16歳以上23歳未満の方で所得税法上扶養親族になっている方 (配偶者を除く)	1人につき、 250,000円
4	障害者控除	次の手帳の交付がされている方 ○身体障害者手帳3～6級 ○精神障害者保健福祉手帳2～3級 ○療育手帳B判定 等	1人につき、 270,000円
5	特別障害者控除	次の手帳の交付がされている方 ○身体障害者手帳1～2級 ○精神障害者保健福祉手帳1級 ○療育手帳A判定 等	1人につき、 400,000円
6	ひとり親控除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない一定の方で、生計を一にする子(※)がいる方で合計所得金額が500万円以下の方。 ※この場合の子は、合計所得金額が48万円以下(令和7年分で計算の場合は58万円以下)で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます(子の年齢に制限はありません)。	350,000円 ※「振替基礎控除」を控除後の所得が35万円未満の時はその金額。
7	寡婦控除	次の①または②のいずれかに当てはまる方で、ひとり親控除の対象ではない方。 ①夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下の方。 ②夫と死別した後婚姻をしていない方で、合計所得金額が500万円以下の方。	270,000円 ※「振替基礎控除」を控除後の所得が27万円未満の時はその金額。
8	振替基礎控除	給与所得または公的年金に係る雑所得を有する方。	100,000円 ※給与所得者が10万円未満の時はその金額。

○入居所得基準額の計算方法

算出方法は、

（【世帯全員の年間所得金額の合計：A】－【各種控除額の合計：B】）÷12
で求められます。

・年間所得金額の計算

入居申し込みをする場合は、一緒に入居しようとする人で、収入のある方全員の所得の合計金額が対象となります。7～8 ページの給与収入・事業収入・年金収入の求め方を参考にして、記入をして下さい。

本人	さんの所得	円
同居人1	さんの所得	円
同居人2	さんの所得	円
同居人3	さんの所得	円
同居人4	さんの所得	円
年間所得の合計額		円 (A)

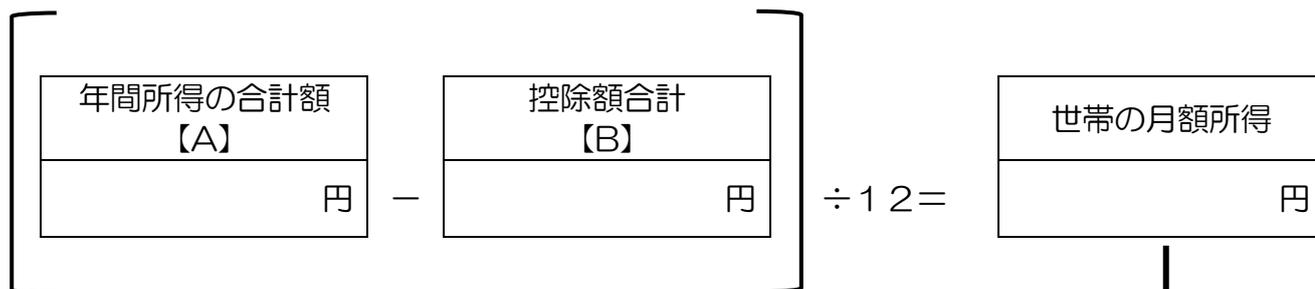
・各種控除の金額の計算

各種控除の内容については、9 ページを参照してください。

扶養親族控除	380,000 円× () 人＝	円
老人扶養控除・ 老人配偶者控除	100,000 円× () 人＝	円
特定扶養親族控除	250,000 円× () 人＝	円
障害者控除	270,000 円× () 人＝	円
特別障害者控除	400,000 円× () 人＝	円
ひとり親控除	350,000 円以内で本人の所得の範囲内	円
寡婦控除	270,000 円以内で本人の所得の範囲内	円
振替基礎控除	100,000 円× () 人＝ ※給与所得等が 100,000 円未満の際 はその金額	円
控除額合計		円 (B)

・月額所得の計算

$$\begin{aligned} & \text{【年間所得の合計額：A】} - \text{【控除の合計額：B】} \div 12 \\ & = \underline{\underline{\text{あなたの世帯の月額所得}}} \end{aligned}$$



	計算後の金額（単位：円）	家賃の分位（ランク）
一般世帯	0円～104,000円	1
	104,001円～123,000円	2
	123,001円～139,000円	3
	139,001円～158,000円	4
裁量階層の世帯	158,001円～186,000円	5
	186,001円～214,000円	6

※市営住宅に入居できる所得基準額

○一般世帯

…「月収 158,000 円以下」

○裁量階層の世帯

（満60歳以上の方のみで構成される世帯・障害者手帳を持つ方がいる世帯等）

…「月収 214,000 円以下」（1 ページ参照）

お問い合わせ先

①〒980-0011

仙台市青葉区上杉一丁目1番20号

ふるさとビル1F

宮城県住宅供給公社 入居管理課

Tel022-224-0014

②〒981-1592

角田市角田字大坊41

角田市都市計画課 都市計画係

Tel0224-63-0138